

## さまざまなお悩みの無料相談をご利用ください

福生市のいろいろな相談の中で、どこに相談してよいのかわからない方でも、まず、市民相談係に電話をください。どんな小さなことでも構いません。

電話では、相談の内容はお聞きしません。予約だけ受け付けますので、予約した日時にご来所ください。経験豊かな専門の女性カウンセラーが、直接お会いして、親身にお話を伺います。個人情報秘匿されます。

相談時間はちょうど良い長さの40～50分です。ご希望により、引き続き次回の継続相談もお受けいたします。カウンセラーがお話を聞いたり、アドバイスしたり、その方に合わせたカウンセリング相談を行います。同じ女性としての立場から、女性の心理や人権意識を大切にしたいカウンセリングです。

カウンセラーの話では「相談内容はいろいろです。女性は特に、人間関係のもつれや喪失（子離れ、仕事など）を多く体験

します。その苦しみが、うつ症状や自律神経失調症となって表れることもあります。また、近年、相談内容として多いのが、夫婦・恋人などパートナー関係の悩み。その半数がDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談です。」とのこと。

悩みに向き合ったり、対処法を考えたりして、生きていく力をつけていく支援をするのがカウンセリングです。話したり聞いたりすることで心が休まったり、余裕が生まれることでしょう。

福生市・羽村市にお住まいの女性ならどちらの窓口でも相談ができます。予約は相談日の1ヶ月前から。

（福生市）秘書広報課市民相談係へ 電話042-551-1511

（羽村市）広報広聴課市民相談係へ 電話 042-555-1111

相談日：（福生市）毎月第2・4水曜日 午前9時～

（羽村市）毎月第1・3・5水曜日 午後1時30分～

### information 福生市男女共同参画行動計画（平成18年度～22年度）について その①

この計画は国の男女共同参画基本計画を勘案し、市の総合計画を受け、男女共同参画社会の形成を推進するため、市が行う施策の方向と主な事業を総合的にまとめた分野別計画です。

#### 男女共同参画社会って？

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」となっています。こうした社会の実現は、少子高齢化の進展や国内の社会経済状態が急速に変化しているなか、緊急な課題となっています。

#### 3つの課題

福生市行動計画は、男女共同参画社会の形成に向けて、次の3つの課題を設定し、総合的に施策を推進しています。

1. 男女平等にねざした人間形成の推進
2. 職場・家庭・地域における男女共同参画・参加の促進
3. 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

#### 1.男女平等にねざした人間形成の推進

男女平等実現への取り組みは世界的規模で展開され、男女平等を求める意識は高まりました。

男女共同参画社会を実現させるためには、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、すべての人々が男女平等であるという意識を持ち、固定的な性別役割分担意識を克服していくことが必要です。併せて、政策・方針決定過程に女性が男性と平等に参画を推進することや、男女が平等の意識を持ち、尊敬しあい、協力しあえるようになるため、学校や社会のあらゆる場面で、教育を推進することも必要となってきます。「1.男女平等にねざした人間形成の推進」では、こうした視点からの施策についてまとめられたものです。

3つの課題の2と3については次号にてご紹介していきます。

※福生市男女共同参画行動計画は市内図書館及び市ホームページにてご覧になれます。

本誌「あなたとわたし」は、市民がつくる市民のための男女共同参画情報誌です。多くの市民の方々とつくりあげていきたいと思っています。ご感想をはじめ、今後特集で取り上げてほしいテーマなど、ご意見・ご要望のある方は福生市生活環境部協働推進課までお寄せください。

市民  
編集員

○市川由美 ○K.T  
○寺崎敏枝

企画  
編集

NPO法人  
NAFA子育て環境支援センター

問合せ 協働推進課  
TEL.551-1511 (内)341~3へ

本紙では広告を掲載しています。

本紙では広告を掲載しています。